

福岡市都市景観賞選考委員会設置要領

（目的）

第 1 条 この要領は、福岡市都市景観表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 2 項の規定により、福岡市都市景観賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 選考委員会は 10 名で組織する。

2 委員は、都市景観の形成に関し、経験と知識を有する者及び市職員（以下「行政委員」という。）のうちから市長が委嘱する。なお、委員長及び市職員以外の委員については、専門部門を指定し、各部門の委員（以下「専門委員」という。）は 2 名とする。

3 選考委員会に委員長を 1 名置き、市長がこれを任命する。

4 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総括する。委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は 2 年とする。ただし、委嘱の始期が 4 月 1 日でない場合の任期は、始期の属する年度の翌年度の末日までとする。なお、再任を妨げない。

（任務）

第 3 条 選考委員会は、次条に定める選考の視点及び第 5 条に定める選考方法に基づき、表彰対象物件等の中から表彰物件等を選定し、市長に選考結果を報告する。

（選考の視点）

第 4 条 選考委員会は、次に掲げる視点をもとに選定する。

- （1）作品の表現が個性的で創造性が感じられるもの。
- （2）周辺のまちなみと調和しているもの。
- （3）都市文化への貢献が認められるもの。
- （4）地域の特性を活かし地域の魅力向上に貢献しているもの。
- （5）その他要綱に規定する目的に寄与しているもの。

（選考方法）

第 5 条 選考委員会は、次に掲げる方法で表彰物件等を選定する。

（1）書類選考

専門委員は、市民から推薦された表彰対象物件等について、前条に規定する視点を活かし、現地一次選考の対象とする表彰対象物件等及び要綱第 5 条第 2 項に規定する市民投票の対象とする表彰対象物件等を選出する。なお、選出する件数は、各部門の応募数を勘案し決定する。

（2）現地一次選考

専門委員及び行政委員は、書類選考で選出された各部門の表彰対象物件等について、現地確認を行った上で現地二次選考の対象とする表彰対象物件等を選出する。ただし、活動部門については現地確認を省略することができる。

（3）現地二次選考

委員長、専門委員及び行政委員は、現地一次選考で選出された表彰対象物件等について、現地確認及びプレゼンテーションを踏まえ、大賞及び部門賞の表彰物件等を選定する。

2 委員長及び専門委員は、選考過程において、特別に表彰することがふさわしい対象物件がある場合には、特別賞を選定することができる。

（補則）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は住宅都市みどり局理事が定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 6 月 13 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。